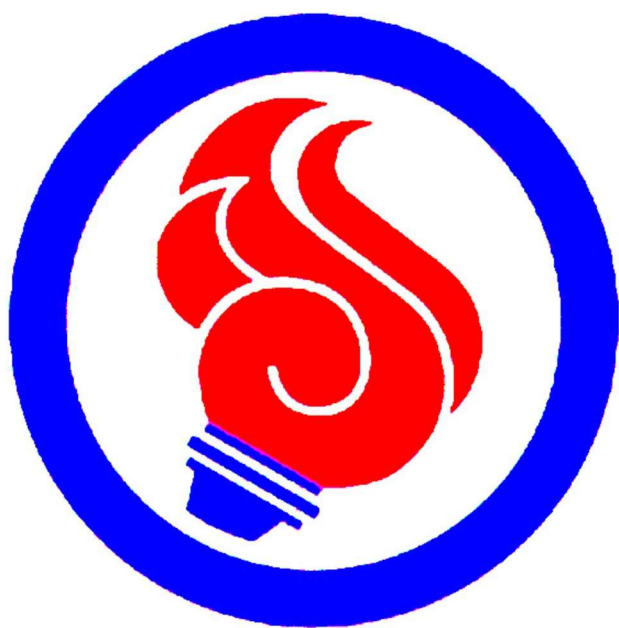


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第3回総務企画専門委員会

書面決議



令和2年5月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会第3回総務企画専門委員会

【報告第1号】

総務企画専門委員会委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【報告第2号】

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について・・・・・・・・ 2

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市案内所・休憩所設置要項（案）・・・・・・・・ 3

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市遺失物・拾得物取扱要項（案）・・・・・・・・ 5

【議案第3号】

三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項（案）・・・・・・・・ 18

【議案第4号】

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会売店募集要領（案）・・・・ 32

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会総務企画専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 36

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 41

報告事項

総務企画専門委員会委員の変更について

総務企画専門委員会委員の変更について、次の通り報告します。

【令和2年5月20日現在】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市小中学校長会 会長	服部 鋼一	高嶋 浩史
亀山市生活文化部まちづくり協働課 課長	北川 明美	深水 隆司

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について

三重とこわか国体の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技別運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関と協力して、競技別リハーサル大会を開催します。

<開催概要>

○軟式野球

大会名称：第42回東日本軟式野球大会（1部）

開催期間：令和2年5月30日（土）～31日（日） 2日間

会場：西野公園野球場

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月3日（金）に中止が決定しました。

○ウエイトリフティング

大会名称：内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会
レディースカップ第12回全日本女子選手権ウエイトリフティング選手権大会

開催期間：令和2年11月22日（日）～26日（木） 5日間

会場：西野公園体育館

議

案

三重とこわか国体亀山市案内所・休憩所設置要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関と協議の上、主要駅等に設置し、受付案内所および休憩所は、競技会場またはその周辺に設置する。

4 設置期間

総合案内所、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間の中で、関係機関と協議の上、定めるものとする。

5 開催時間

総合案内所の開設時間は、午前8時30分から午後5時までの時間で、関係機関等と協議の上、定めるものとする。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

ア 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

イ 宿泊、交通、観光および物産等の案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者等の案内および資料等の配布に関すること。

イ 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊、観光および物産の案内に関すること。

エ 障がい者への対応に関すること。

- オ 遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- カ 問い合わせ等の対応および迷子の保護に関する事。
- キ 一般観覧者に対する案内に関する事。
- ク その他案内所に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する各種飲食料の提供に関する事。
- イ 休憩所内のテーブルやイス、その周辺の整理整頓および衛生的な管理に関する事。

7 関係機関・団体等との連携

案内所、休憩所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関・団体等との協力を得て実施する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置および運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 目的

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体（以下「大会」という。）の期間中における、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場内等および実行委員会が借り上げたシャトルバス内で、遺失物および拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物または拾得物の届け出に係る取扱いは、実行委員会が設置する競技会場内の受付案内所で実施するものとし、三重とこわか国体亀山市実施本部総務部総務班（以下「総務班」という。）が取扱業務および一時保管を行うこととする。
- (2) 総務班は、盗難、紛失等の事故がないよう、拾得物をあらかじめ定められた保管場所に保管する。
- (3) その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合、高額な物品または保管することが適当でないと認められるものについては、速やかに実行委員会事務局へ引き継ぐものとする。

3 届け出の処理

- (1) 拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入のうえ、拾得者に対して拾得物預り書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物名札（様式第4号）を取り付け一時保管する。
ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書は拾得者に交付しないものとする。
- (2) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、亀山警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受理書（様式第7号）を作成し、遺失物受理書の遺失者への返還欄に署名を受ける。この場合において、本人であ

ることの確認は、運転免許証による届出人の住所、氏名の確認および遺失物の内容と拾得物との照合により、必ず複数の職員で行う。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受理書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得物を遺失者に返還したときは、実行委員会事務局が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への届出等

- (1) 総務班は、競技会場における競技終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会事務局に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、前号の拾得物を拾得の日から1週間以内に拾得物受理書（写し）と拾得物届出書（様式第10号）を添えて亀山警察署に引き継ぐものとする。ただし、2（3）により引き継いだ拾得物については、亀山警察署と協議のうえ速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を亀山警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、亀山警察署に引き継いだ旨を、申し出者および亀山警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物、拾得物の取扱いについて、この要項を準用する。

拾得物受理書

拾得物受理番号	第 号							
受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
拾得場所								
※拾得者	住所							
	フリガ							
	氏名							
	電話	自宅 () - 携・勤 () -						
物件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円		/	
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権							
拾得者の同意	遺失者に対する告知同意 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号							
拾得物預り書交付日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
※権利放棄の報告	<p style="text-align:center;">権利放棄書</p> <p>上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align:center;">三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 会 長 櫻 井 義 之 様</p> <p style="text-align:right;">拾得者氏名 (自署)</p>							
備考								
取扱担当者								

※ 太枠内は、拾得者本人が記入してください。

拾得物預り書

拾得物受理番号		第 号						
受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
拾得場所								
※拾得者	住所							
	フリガ							
	氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数	
						点		
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 櫻 井 義 之</p> <p style="text-align: right;">取扱者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">※取扱い者名および印のないものは無効です。</p>								
<p>注1 この預り書は、あなたが標記の物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから、紛失しないように大切に保管してください。</p> <p>2 落とし主が判明したときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金（相当物品）を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）</p> <p>3 落とし主が判明しないときは、拾得物受理書（様式第1号）を本日から1週間以内に亀山警察署へ提出します。なお、警察署が公告をした後3か月以内にその落とし主が判明しないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）ただし、禁制品や個人情報に関わる物件などについては、所有権の取得は認められていません。</p> <p>※ 公告期間の満了により拾得物の所有権を取得した場合、所有権を取得した日から2か月以内に物件を警察署長等から引き取らないときは所有権を失いますのでご注意ください。</p>								

拾得物一覧簿

No.

拾得物 受理 番号	受理月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件(種類および数量)		拾得場所	受処理者		備考
			現金	物品		受処理者	返還処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 午前 午後 分頃						

※ 備考欄には、物件を遺失者等に返還し、または警察署長に差し出した場合、その旨およびその年月日、その他必要な事項を記載すること。

拾 得 物 名 札

拾得物受理番号	第 号
拾得物受理年月日	令和 年 月 日
拾得物拾得年月日	令和 年 月 日
フ リ ガ ナ	
拾 得 者	
拾 得 物 件	現金 円
	物品
取 扱 者 氏 名	

遺失物届出書

届出書受理番号	第 号							
届出日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分					
遺失日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃					
遺失場所								
遺失者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	電話	自宅 () -	携・勤 () -					
物 件	現金	総額	金額内訳					
		おおよそでも記入 すること 円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
		不明	2,000円		50円		不明	
	1,000円			10円				
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数		
					点			
備考	届出者へ本書の写しを交付すること							
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するためのものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 亀山警察署 会計課 0595-82-0110 (代表)

【遺失物が判明した場合】

※ 遺失物法第13条第2項に準じ、拾得者が遺失者に対し、氏名・住所・電話番号を告知することに同意している場合、あなたの氏名・住所・電話番号を拾得者に告知します。

(拾得者が権利を放棄された場合は該当しません。)

※ 標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたには、報労金(相当物品)の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。

※ 拾得者には、拾得物の評価額の5~20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

(裏面)

開催中の競技(大会種別) _____

受理会場 _____

遺失物届出書(受付用(表面参照))

届出書受理番号	第 号							
届出日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分					
遺失日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃					
遺失場所								
遺失者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	電話	自宅 () -	携・勤 () -					
物 件	現金	総額	金額内訳					
		おおよそでも記入 すること 円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			不明		2,000円		50円	
			1,000円		10円			
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
備考								
取扱担当者								

※ 拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、亀山警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分
取扱担当者			
拾得物 受理番号	第 号		
連絡結果			
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に返還	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	拾得者の返還通知希望なし		

遺失物一覧簿

No.

届出書 受理 番号	届出月日 (記載年月日)	遺失日時		遺失物件 (種類および数量)		遺失場所	受処理者		備考
		年 月 日	時 分 頃	現金	物品		受処理者	返還処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	午前 午後 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	午前 午後 分頃						

遺失物受領書

拾得物受理番号	第 号	届出書受理番号	第 号
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
拾得場所			
拾得者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
拾得物件	現金	金 円 内訳 10,000円 枚 100円 枚 5,000円 枚 50円 枚 2,000円 枚 10円 枚 1,000円 枚 5円 枚 500円 枚 1円 枚	
	物品		点
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 会 長 櫻 井 義 之 様</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>電話番号その他の連絡先</p> <p>※遺失者本人が受領し自署する場合のみ印不要</p>			
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (No. _____)		
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)		
返還担当者			

※ 太枠内は、届出者が記入してください。

委 任 状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所

氏名

委任者との関係

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所

氏名

印

拾得物返還通知書

令和 年 月 日

様

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会 長 櫻 井 義 之

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件（ ）は、
令和 年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたには、遺失物法の定めるところにより、下記の方に物件の評価額の5～20%の2分
の1の範囲内で報労金（相当物品）の支払いを請求できます。

下記の方から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。

なお、下記の方には、報労金（相当物品）の支払義務があることを伝えてあります。

記

返還を受けた方

住 所

氏 名

電 話 ()

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので届け出ます。

令和 年 月 日

亀山警察署長 様

住所 亀山市関町木崎919番地1
 事務所名 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
 代表者名 会長 櫻井 義之
 担当者名 事務局 亀山市生活文化部文化スポーツ課内
 電話番号 0595-96-1225

No.	物件の種類および特徴		拾得者の氏名、住所等	権利等	拾得および交付日時・場所		備考
	現金(内訳)	物品					
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		◇氏名 ◇住所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名等告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所		
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		◇氏名 ◇住所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名等告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	◇拾得日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 令和 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所		

三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の便宜を図るとともに、本市の魅力あふれる観光・文化・産業等を広く紹介し、併せてその振興に資するため、三重とこわか国体の開催時における売店の設置および運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店の設置場所は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

3 設置期間および開設時間

売店の設置期間は、競技会の開催期間中とし、開設時間は、原則として競技開始時間の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 出店数および位置・規模

売店の出店数は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20m²（2間×3間テント相当）とする。ただし、実行委員会は、出店状況に応じて、これを調整できるものとする。

5 出店品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、亀山市の特産等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 国体記念グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品および土産品
- (4) 飲食物
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 競技会開催中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- (2) 法令等により、許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- (3) 申請書提出日から起算して過去1年間に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと。
- (4) 飲食物販売の出店者については、申請書提出から起算して3年間に食中毒発生時等による行政処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日において、納税義務が履行されていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 従業員として、暴力団員および暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

7 経費の負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。ただし、実行委員会が準備する出店に伴う設備等に係る経費は除くものとする。

8 運営設備等

- (1) 実行委員会は、出店に伴う設備等のうち、テント（1張）、長机（6台以内）、椅子（4脚以内）を準備する。
- (2) 出店者は出店に伴う設備のうち、実行委員会が準備する物以外の備品および設備等を準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に消火器を設置しなければならない。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者名簿および搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

10 出店者の選定

実行委員会は、9に規定する申請があつたときは、この要項に基づき審査すると

ともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによりがたいときは抽選による選定とする。

- (1) 亀山市内に事業所または店舗等を有する者
- (2) 売店等の取り扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体、社会福祉施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認められた者

1 1 出店料

- (1) 出店者として選定を受けた者は、別に定めた出店料を実行委員会に納付しなければならない。なお、出店料の納付に係る経費は出店者として選定を受けた者が負担するものとする。
- (2) 実行委員会は、出店者として選定を受けた者が、次のいずれかに該当する者として認めるときは、出店料を免除することができる。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共的目的を持って出店する国または地方公共団体
 - ウ その他、実行委員会が認められた者
- (3) 出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。
- (4) 既に実行委員会に納付した出店料の還付はしないものとする。ただし、特別な理由があると認められるときは、出店料の全部または一部を還付することができるものとする。

1 2 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として認められた者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

1 3 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者の場合で、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、管轄保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

1 4 管理運営

- (1) 売店における販売品および売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は、一切責任を負わない。
- (2) 出店者は、売店責任者を定め、常駐させ、実行委員会に報告しなければならない。売店責任者に変更があったときも同様とする。
- (3) 売店責任者は、実行委員会が競技会場に置く係員（以下「係員」という。）の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

1 5 禁止事項

出店者およびその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品として認めたアルコール飲料は除く。
- (6) 実行委員会が、土産品と認めたアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物の販売を行うこと。
- (8) 拡声器および音響器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (10) その他、各競技会の運営に支障があるような行為をすること。

1 6 遵守事項

出店者およびその従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する通行許可証を指定された位置に掲示すること。
- (4) 販売品等の搬入、陳列および搬出は各競技会の運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了させること。
- (5) 服装は、清潔かつ従事者であることが確認できるものを使用すること。

- (6) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (7) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (8) 売店の装飾は、販売品を表示するものを主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために、撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (10) 実行委員会が主催する出店者説明会には、必ず出席すること。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) その他、関係法令を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

1.7 事故等の処理

売店において事故等が発生した場合は、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、直ちに係員に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに係員に連絡するとともに、その指示に従うものとする。

1.8 損害賠償

出店者およびその従事者が会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときには、その損害賠償の責任を負うものとする。

1.9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して、損害賠償および既に実行委員会に納付した出店料の返還を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令およびこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

2.0 原状回復

出店者は、出店を許可された各競技会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、係員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

2 1 補填および補修

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することができないものとする。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を、実行委員会に請求することができないものとする。

2 2 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の募集、設置および運営の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営については、各競技会の規模に応じて、この要項に準じ実施するよう努めるものとする。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之 様

申請者 住所

商号または名称

代表者名

印

電話番号

売店出店申請書

三重とこわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項を遵守の上、下記のとおり申請します。

記

1 出店希望会場

出店希望	出店会場 (競技会場)	開催競技	競技会の開催期間
	亀山市西野公園 野球場	軟式野球	令和3年9月26日(日)～27日(月)
	亀山市西野公園 体育館	ウェイト リフティング	令和3年9月30日(木)～10月4日(月)

※出店希望欄に○を記入してください。

※店舗は原則1出店者あたり1競技に1店舗とし、競技会の開催期間中は毎日営業すること。

※店舗の大きさは1店舗約20㎡(2間×3間のテント1基)

2 出店希望形態 テント ・ ケータリングカー ・ その他 ()

3 添付書類

- ・様式第2号から様式第4号
- ・営業に必要な許可または登録を受けていることを証する書類の写し
- ・売店責任者および従事者の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※様式第2号および様式第3号は、出店を希望する会場ごとに1部ずつ添付してください。

様式第2号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
(ふりがな) 代表者役職名および氏名			
代表者生年月日	年 月 日		
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【携帯電話】	
業種			
主要取扱品目 <small>(該当品目を○で囲んでください。)</small>	国体記念グッズ ・ スポーツ用品 ・ 郷土物産品、土産品 ・ 飲食物 宅配便 ・ その他 ()		
営業開始年月日	年 月 日	従事者数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反 等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目・価格等一覧表 出店希望会場(会場名:) 競技名:)

NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※販売品目が多数の場合は、別紙で提出することも可能です。

様式第3号

売店従事者名簿および搬入車両予定表

商号または名称 ()

出店希望会場 (会場名 :) 競技名 : ()

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)

※売店責任者および従事者にはふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場の使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※商品等の搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場の使用」の無に○をつけてください。

※駐車許可台数は原則1台ですが、会場によっては、駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合も、車両予定表に記入し、備考欄に「ケータリングカー」と記載してください。

3 設営持込備品一覧表 (亀山市実行委員会が設営する備品以外のもの)

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機・プロパンガス等)

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之 様

申請者 住所

商号または名称

代表者名

印

電話番号

誓約書兼承諾書

三重とこわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容確認のため、亀山市実行委員会が本承諾書を以って関係官公庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 申請書提出日から起算して過去1年間に法令等に違反したことによる処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請書提出日から起算して過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。
- 3 申請書提出日において、納税義務を履行しています。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 5 従業員として、暴力団員および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 6 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、亀山市実行委員会に異議申し立てをしません。

様

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之

売店許可決定通知書

三重とこわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記の内容で決定しました。つきましては、下記指定口座または持参により 月 日 ()までに 出店料の納付をお願いします。

また、三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項13の規定に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 ()までに管轄保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いします。

記

- 1 出店会場 (競技名:)
- 2 出店形態 テント(張) ・ ケータリングカー ・ その他()
- 3 出店料 円
- 4 指定振込口座

(注意事項)

出店に関しては、三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項を遵守すること。

様

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会 長 櫻 井 義 之

売 店 出 店 許 可 証

三重とこわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号または名称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
出店許可会場	
出店許可期間	
出店許可品目	
遵 守 事 項	1 本許可証は、求めに応じ提示できること。 2 売店設置運営に関しては、三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項および関係法令等を遵守すること

令和 年 月 日

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之 様

申請者 住所

商号または名称

代表者名

印

電話番号

売店出店料免除申請書

三重とわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料の免除を受けたいので、三重とわか国体亀山市売店設置運営要項11(3)の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除の理由 該当項目の左欄に○を記入してください。

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国または地方公共団体
	その他（ _____ ）

亀国実第 号
令和 年 月 日

様

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之

出店料免除決定通知書

三重とこわか国体において、亀山市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、次のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除後出店料 _____ 円
- 3 免除理由 _____

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会売店募集要領（案）

1 趣旨

この要領は、「三重とこわか国体亀山市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に基づき、三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会における売店の募集、設置および運営の実施に関して必要な事項を定めることとする。

2 設置場所、設置期間および募集数

売店の設置場所及び設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則認めないものとする。また、募集数と出店位置は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

競技名	設置場所	設置期間
ウエイトリフティング	西野公園体育館	令和2年11月22日～26日

3 出店規模および設備

(1) 出店規模

1店舗当たり1小間（2間×3間テント（約20㎡））を基本とする。ただし、半小間（2間×3間テントの半分（約10㎡））の単位で、出店の調整をする場合がある。また、キッチンカーについては、1台分のスペースを1区画とする。

(2) 設備

1小間につき、実行委員会が次の設備を準備するものとする。

設備品目	規格	数量	備考
テント	2間×3間	1張	4方横幕あり
テーブル	180cm×45cm	6台	
椅子	パイプ椅子	4脚	
照明設備			必要に応じて設置する

なお、上記備品以外に必要な備品は、出店者で準備するものとする。

4 出店料

要項11（1）に規定する出店料は次のとおりとする。

出店者区分および出店料

出店者区分	出店料	
	1 小間	半小間
市内に事業所、店舗等を有する出店者	3,000円／日	1,500円／日
市内に事業所、店舗等を有しない出店者	6,000円／日	3,000円／日

5 販売品目

要項5に規定する売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体記念グッズ

国民体育大会憲章または三重とこわか国体のマスコット「とこまる」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または実行委員会の使用承認を受けているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品および土産品

(4) 飲食品（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

(5) 宅配便等

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店申請

出店希望者は、要項9に定める様式を実行委員会事務局へ持参または郵送で受付期間内（消印有効）に提出することとし、ファックスでの申し込みは受け付けないこととする。

7 受付期間

出店申請の受付期間は次のとおりとする。

競技名	受付期間
ウェイトリフティング	令和2年7月1日～8月31日

8 提出および問合せ先

〒519-1192

三重県亀山市関町木崎919番地1（生活文化部文化スポーツ課内）

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

TEL 0595-96-1225

E-mail kokutai@city.kameyama.mie.jp

9 その他

- (1) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官公庁に照会または調査を依頼することができるものとする。
- (2) 各競技会場で選手・監督、視察員、報道員およびその他関係者への弁当の斡旋や、大会参加者等への無料ドリンクサービス、郷土料理等のふるまいを実施する場合がある。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会
総務企画専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	事務局長	小坂 平和
委員	亀山市スポーツ推進委員会	副会長	内田 雅仁
委員	亀山商工会議所	課長	加藤 優一朗
委員	一般社団法人 亀山青年会議所	理事長	山田 拓朗
委員	亀山市自治会連合会	副会長	栗本 暉巳
委員	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	事務局長	藤本 高尚
委員	一般社団法人 亀山市観光協会	事務局長	本間 一也
委員	亀山市小中学校長会	会長	服部 鋼一
委員	亀山市総合政策部政策課	課長	笠井 武洋
委員	亀山市総合政策部財務課	課長	田中 直樹
委員	亀山市生活文化部まちづくり協働課	課長	北川 明美
委員	亀山市生活文化部地域観光課	課長	木田 博人
委員	亀山市健康福祉部地域福祉課	課長	小林 恵太
副委員長	亀山市健康福祉部子ども未来課	参事兼課長	豊田 達也
委員	亀山市産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉
委員	亀山市教育委員会事務局教育総務課	課長	大泉 明彦

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
 - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
 - 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
 - 7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
 - 9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。